

第1章 子育て・教育

子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち



兄妹3人毎年同じ場所で
(幸手市 新村直子様)

高校からの景色です
(幸手桜高等学校 服部優太様)



倉松川とてんとう虫
(幸手市 稲垣和孝様)

登校
(幸手桜高等学校 唐美紀様)



※「幸手のしあわせ写真」にご応募いただいた写真を掲載しています。

第1節 子ども支援の充実



【施策の目的】

- ・すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境をつくること。
- ・子どもたちが健やかに成長できるようにすること。
- ・支援を必要としている子どもやその家族の支援をすること。

現況と課題

- ・少子化、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、ひとり親世帯の増加など、子どもとその家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境づくりに取り組む必要があります。
- ・令和4年（2022年）6月に成立した「こども基本法*」の基本理念に基づき、こども施策を総合的かつ一体的に推進していく必要があります。
- ・令和4年（2022年）6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と、子育て総合窓口（母子保健）を一体化し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を設置しました。
- ・子育て世帯の交流活動を活性化するため、子育て支援センターや児童館で親子の交流の場を広げる活動を行っています。今後も地域の中で安心して子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく、さまざまなニーズに即した相談支援体制の充実が必要です。
- ・障がいのある子どもに対する障害児通所支援*の利用者数が増加しています。引き続き、保健師や家庭児童相談員、相談支援事業所などの連携により、適切な支援を行っていくことが必要です。また、すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の適正化や質の向上に努めることも必要です。
- ・児童虐待や子どもの貧困など、特別な支援を必要とする家庭に対して、要保護児童対策地域協議会などの関連機関や地域・団体と連携し、早期発見、早期対応による子どもを守る取組など、要保護児童対策の強化が求められています。
- ・子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもの医療費の無料化などの経済的支援を行っています。また、県内の医療機関では原則、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費の窓口払を不要とするなど施策の充実に努めています。引き続き、子育て世帯のニーズを見極めながら必要な負担軽減策を図ることが求められています。
- ・こんには赤ちゃん訪問、産後ケア事業、乳幼児健診など、子どもが健やかに成長できるよう母子保健事業を実施しています。今後も乳幼児を取り巻く環境を把握しながら、母子保健事業を展開していくことが求められます。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①「こども家庭センター」の相談件数 [子育て支援に係る相談件数(年間延べ件数)]	4,394件	4,800件
②育てにくさを感じた時に相談先を知っている親の割合 [乳幼児健診で育てにくさを感じた時に相談先を知っていると答えた親の割合(健やか親子21アンケート調査)]	83%	90%

施策の内容

1 子ども・子育て支援事業計画の推進

- 「幸手市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所、幼稚園や放課後児童クラブなどの事業の需要見込み量や提供体制を含む地域子ども子育て支援策を、関係機関・関係団体と連携して推進します。

2 切れ目のない支援体制の充実

- 子育て総合窓口や子ども家庭総合支援拠点を包括した「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の専門スタッフが、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、一体的に相談支援を行います。
- 子育てに関する悩みや不安を抱える子育て世帯に対し、情報提供や助言を行い、関係機関との連携調整のもと、多様な支援策の提供に努めます。
- 妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援を行うために、産後ケアなどの母子保健事業を包括的に実施します。

3 幼児期の教育および保育サービスの充実

- 幼児期の子どもが発達段階に応じた教育や保育を受けることができるよう、教育や保育の充実や質の向上に努めます。
- 幼児教育の向上や特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園の運営を支援します。

4 子どもを守る体制の充実

- 「こども家庭センター」を設置し、要保護児童対策地域協議会などの関係機関や地域・団体と連携し、幅広い子育て相談への対応や児童虐待への早期発見・早期対応、ヤングケアラー*の支援、子どもの貧困から子どもを守る取組など、要保護児童対策に努めます。

5 子育て家庭への経済的支援の推進

- 子ども医療費の無料化(子ども医療費支給事業)や幼児教育・保育無償化などにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- 母子・父子家庭を対象に、ひとり親家庭等医療費支給事業や母子・父子家庭自立のための支援事業を実施します。

6 支援を必要とする子どもとその家族への支援

- 障がいのある子どもや発達が気になる子どもへの保育や教育の充実を図り、関係機関による連携体制の整備を推進します。
- 療育が必要な子どもに対して、障害児通所支援などの利用支援を行います。
- 地域における障がいのある子どもや発達が気になる子どもとその家族に対する支援、障がいのある子どもなどを預かる施設などへの支援を行うため、児童発達支援センター*の充実を図ります。

《関連する計画》

- 幸手市子ども・子育て支援事業計画
- 幸手市障がい児福祉計画

協働の役割

市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で子どもを育てるという意識を持ち、積極的に子育てに協力します。 ・子どもと高齢者が交流する機会をつくれます。 ・地域で子どもたちを見守っていきます。 ・障がいのある子どもに対する理解を深めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の拠点となる場を提供します。 ・児童虐待などの発生防止と早期発見、被害児童への迅速な対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を中心として、地域、関係機関と連携します。 ・子育てについての相談の受け入れや情報提供を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 ・子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 ・障がいのある子どもに対する支援に関する情報を提供します。

第2節 子育て環境の整備



[施策の目的]

- ・保護者が仕事と子育ての両立ができるような環境をつくること。
- ・地域全体で子育てを支援し、子どもの成長を見守る環境をつくること。

現況と課題

- ・「幸手市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策を推進しています。
- ・保育所の待機児童は、令和5年(2023年)4月時点ではいませんが、周辺市町では待機児童が発生しており、引き続き保護者の多様な働き方やライフスタイルに応じた保育サービスの充実が求められています。
- ・働く子育て世帯のニーズの多様化により、一時保育や延長保育の充実、病児保育の実施など、ニーズに合わせたきめ細かな支援体制が求められています。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①保育所待機児童 [保育所へ入所できず入所を待機している年間児童数]	0人	0人
②ファミリー・サポート・センター*の提供会員数 [ファミリー・サポート・センターの提供会員を確保した累計数]	189人	200人



■親子の交流活動

施策の内容

1 保育施設整備の推進

- 「幸手市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、一時保育、延長保育、病児保育などの、利用者のニーズに合った多様な保育サービスを提供します。
- 老朽化した保育施設を再編し、保育環境の向上に努めます。

2 放課後児童クラブの充実

- 各小学校区に設置された放課後児童クラブを適切に運営し、保育環境の向上に努めます。

3 地域の子育て環境の充実

- 子どもおよびその保護者などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専任の職員を配置し、教育・保育・その他子育て支援事業の情報提供および相談・助言を行うとともに、関係機関との連携、調整を行います。
- 子育て支援センターや児童館などで、親子の交流の場を広げる拠点としての機能の充実を図ります。また、保育所において地域の特性にあった子育て支援事業を展開します。
- 母親学級同窓会や子育てサークル活動を通じて、親子交流や育児情報交換を促進します。
- ファミリー・サポート・センター事業の会員同士による子育ての相互援助活動の支援を推進します。

《関連する計画》

- 幸手市子ども・子育て支援事業計画

協働の役割

市民・事業者	<ul style="list-style-type: none">・すべての市民が子どもの成長に関心を持ち、子どもが健やかに育つよう、地域活動などを通じて子育てに協力します。・地域において、子どもと交流する機会を積極的につくります。
行政	<ul style="list-style-type: none">・子どもを安心して預けられるよう安全な施設運営に努めるとともに、子育て世帯のニーズにあった保育施設の運営に努めます。・多様な教育・保育ニーズに対応するため、関係機関との連携の強化を図り、適宜、子育て世代への情報提供および相談・助言を行います。

第3節 学校教育内容の充実



【施策の目的】

- ・主体的・対話的で深い学びによって基礎学力や体力が身につく、豊かな心が育まれる教育の充実を図ること。
- ・多様性を認め合い、新たな価値を創造していく力や、社会の持続可能な発展を担う力を身につけること。

現況と課題

- ・子どもの生きる力を育み、将来を担う子どもの個性をいかし、伸ばしていく教育を推進することが求められています。
- ・学力の向上については、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、自ら学び、考える力の育成をすることが引き続き求められています。また、教員自らが指導力の向上に努めるとともに、その人間性や創造性を高め、子どもと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うためにも、学校における働き方改革の推進が求められています。
- ・これからの時代の学びを支える教育現場におけるデジタル化や環境教育などにより、SDGsの目標を理解し、実践していく教育を通じて、時代の変化に対応する能力を育む教育が求められています。
- ・個別に対応が必要な子どもたちに対しては、自立と社会参加を見据えて、必要な指導や支援を受けられるような場を提供することが求められています。
- ・いじめや不登校の問題に対して、早期発見、早期対応に努めるとともに、子どもや保護者が学校生活への不安やさまざまな悩みを相談できる体制の充実を図る必要があります。
- ・小・中学校において行っている地域と連携した特色ある教育を推進し、学校・家庭・地域の連携・協働による教育を推進していく必要があります。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①主体的・対話的で深い学びの視点における授業改善の推進の達成度 [県学力・学習状況調査「児童・生徒質問紙調査」]	4.02ポイント	4.50ポイント
②新体カテストのABC評価の児童・生徒の割合 [新体カテスト5段階絶対評価で上位3ランク(ABC)の児童・生徒の割合]	小学校 82.6% 中学校 80.0%	小学校 85.6% 中学校 83.0%
③いじめの解消率※ [年間で学校がいじめと認知した件数の解消率]	77.8%	100%
④100人当たりの不登校児童・生徒数 [小・中学校における不登校児童・生徒数]	小学校 1.77人 中学校 6.67人	小学校 0.8人 中学校 5.5人

※いじめの解消している状態とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること

施策の内容

1 確かな学力の育成

- 新学習指導要領に基づき、基礎的・基本的な内容を確実に身につけ、能力を育てるよう、大切な事柄についての繰り返し学習や教材・教具の整備などを行います。
- 主体的・対話的で深い学びを通じて、自ら学び、自ら考える基本的な力を育成し、個性をいかし、伸ばしていく教育を推進します。

2 豊かな心と健やかな体の育成

- 健康でたくましく生きるための体力の向上を目指し、日常的な運動・スポーツ活動への取組を促進します。
- 児童・生徒の健やかな成長と豊かな心を育み命の大切さを伝える教育を目指し、道徳教育や、読書活動を推進します。また、ふるさとを大切に作る心や児童・生徒の創造性の向上、豊かな情操を育成するため、郷土教育、文化・芸術活動を推進します。
- 同和教育やその他の人権問題の解決を目指し、関係機関と協力しながら、人権教育を推進します。
- ジェンダー平等を目指す教育や、性的マイノリティ*へのきめ細やかな対応など、一人ひとりの違いを認め、個性をいかし、だれもが差別されることのない共生社会に向けた環境整備を推進します。

3 時代の変化に対応する能力を育む教育

- 地域の人材や資源をいかし、地域の皆さんと協働・連携しながら特色ある学校づくりを推進します。
- 情報化社会・グローバル社会に対応できる人材を育成するICT*（情報通信技術）教育、プログラミング教育、外国語および外国語活動を充実させます。また、デジタル教科書やデジタル教材の活用などによりGIGAスクール構想*の着実な推進を図ります。
- まちの将来を担う子どもたちが、勤労意識・職業意識を持ち社会人として自立できるようにキャリア教育*などを推進します。
- 課題解決型学習の実施を通して、「未来を切り拓く力」を育みます。また、デジタル・シティズンシップ教育*の実施を通して、デジタル時代に必要な資質・能力の育成を目指します。

4 指導体制の充実

- 教職員の経験年数や専門性に応じた適切な研修を計画的に行い、教員の指導力の向上を図ります。
- 学習指導方法、体力向上、外国語活動などの研究を積極的に行い、研究成果を各校の教育活動にいかした指導を行います。
- 教員のこれまでの働き方を見直し、自ら指導力の向上に努めるとともに、その人間性や創造性を高め、子どもと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うため、学校における働き方改革を推進します。

5 教育相談の充実

- スクールソーシャルワーカー*の配置、また市内全中学校にスクールカウンセラー*、相談員を配置し、児童・生徒・保護者への相談対応を常時行います。
- 心すこやか支援室(適応指導教室)に教育相談員、支援員を配置し、不登校児童・生徒や保護者への教育相談や学習支援を行います。

6 特別支援教育の充実

- 市内小・中学校、幼稚園、保育所および関係課との連携を密にし、早期から就学相談の実施や障がい程度に応じた指導・支援など、きめ細かい特別支援教育などに取り組みます。
- 特別支援教育に関する研修を推進し、教員の資質向上に努めます。

《関連する計画》

- 幸手市教育大綱
- 幸手市教育行政重点施策

協働の役割

市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの個をいかした学力・能力の向上に学校・家庭・地域が一体となって取り組みます。 ・一人ひとりの違いを認め、だれもが差別されることのない共生社会に取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成を通じて生きる力を育みます。 ・社会の変化に対応できる能力を育みます。 ・学校教育における働き方改革などにより、児童・生徒に対して効果的な教育活動を行います。 ・地域と一体となった学力向上が図れるよう、関係機関と連携して取り組みます。



■タブレット端末を利活用した学習

第4節 学校教育環境の整備



[施策の目的]

・安全で安心して学べる教育環境を整え、子どもの自ら学ぶ意識を高めること。

現況と課題

- ・児童・生徒数の減少が進んでいることから、学習面や生活面でのよりよい教育環境を整備するため、引き続き小・中学校の学校再編の検討を行う必要があります。
- ・児童・生徒へ一人1台の端末を整備するとともに、情報手段を活用するために必要な環境を整えてきました。今後も、GIGAスクール構想の着実な推進を図るためのICT教育環境の整備を進めていくことが求められています。
- ・安全で快適な学校教育環境を確保するために、学校再編の方向性を踏まえて校舎や体育館の長寿命化を計画的に進めていく必要があります。併せて、児童・生徒の健康維持や安全確保を図るために、校舎や体育館などについて補修や改修を推進する必要があります。
- ・世帯の所得状況などに応じて、経済的に就学が困難と認められる児童・生徒の保護者へ必要な援助が求められています。今後も、だれもが安心して学ぶことができる教育環境づくりを目指すことが必要です。
- ・子どもの安全を確保するため、子ども110番の家*の設置や、各学校におけるスクールガード*の確保、多様な主体による防犯パトロールを行っています。今後も、地域と連携した子どもの安全確保を行うことが必要です。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①子ども一人当たりのスクールガード数 [登下校時に子どもを見守るスクールガードの数]	0.15人	0.20人
②子ども一人当たりの「子ども110番の家」設置件数 [登下校時における不審者との遭遇や、不慮の危険に巻き込まれそうになった時に駆け込むことのできる地域の協力家庭数]	0.201件	0.210件
③体育館を長寿命化した学校数 [体育館について長寿命化工事を実施した学校数]	0校	4校
④給食室を改修した学校数 [給食室について衛生面やアレルギー対応食調理に配慮した改修工事を実施した学校数]	0校	4校

施策の内容

1 総合的な教育行政の推進

- 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の整備を推進します。
- 「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の実現に向けた教育のデジタル化を推進します。
- 学校の再編や学区の見直しなど、必要に応じて柔軟な学校環境を整備していきます。

2 学校施設の整備・改修

- 老朽化が進む学校施設の改修や長寿命化を計画的に実施し、併せて校舎のバリアフリー化や体育館への空調設置を含め、児童・生徒の安全・安心な教育環境の確保に努めます。

3 安全で安心な学校給食の運営

- 食物アレルギーを持つ児童・生徒に対する対応マニュアルの見直しや変更を適宜行い、安全で安心な給食の提供に努めます。
- 地場産食材である幸手産農産物の活用にも努めるとともに、学校給食を通じた食育の推進に取り組みます。
- 老朽化が進む各小・中学校の給食室を計画的に改修し、安全で安心な給食を提供できる施設を整備します。

4 就学・進学への支援

- 経済的理由により就学困難な児童・生徒の教育環境を確保するため、学用品費や給食費などを対象に財政支援による就学援助を行います。
- 経済的理由により就学困難な生徒の教育機会を確保するため、高等学校、大学、専修学校などに入学する人の保護者に対して、入学準備金貸付による進学支援を行います。

5 地域との交流の推進

- 学習内容に応じて、専門的な知識・技能をお持ちの保護者や多様な経験や専門性を有する地域の人々の協力をいただきながら学習を進めていきます。また、課外活動についても、地域などの協力をいただきながら進めていきます。
- 地域の施設や事業所、会社などの協力をいただきながら、校外での学習を進めていきます。
- 交通安全講習会、避難訓練、防犯教室を警察署と連携して行い、児童・生徒の防犯防災に対する意識の啓発を行います。
- 地域の防犯パトロールや見守り応援団により、安全な地域の形成に努めます。
- 通学路の安全点検をPTAや警察署と共に行い、安全マップの作成を行います。
- スクールガード・リーダーを中心とした登下校の見守りや子ども110番の家の小・中学校の連絡会を開催します。

《関連する計画》

- 幸手市教育大綱
- 幸手市教育行政重点施策
- 幸手市公共施設等総合管理計画
- 幸手市子ども読書活動推進計画
- 健康日本21幸手計画・幸手市食育推進計画

協働の役割

市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭で子どもの教育に積極的に取り組みます。 ・学校給食の重要性を理解し、家庭においても食育に取り組みます。 ・地域で子どもたちを見守り、体験学習など地域でできる教育に協力します。 ・行政が行う教育に対する関心を持ち、情報収集に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが多様な体験をできる場を提供します。 ・教育行政の情報を発信し、周知を行います。



■ 食育授業・給食

第5節 青少年の健全な育成



【施策の目的】

- ・青少年が心豊かな人間性や社会性、協調性を身につけること。
- ・青少年が健やかに育つ環境をつくること。

現況と課題

- ・インターネットやスマートフォンの普及などによる情報化の進展により、さまざまな面で生活が便利になっています。一方、これらを利用したいじめや犯罪、プライバシー上の問題などが発生しており、その対応が求められています。
- ・青少年の活動については、スポーツ少年団や子ども会などの団体を中心に行われています。少子化により組織の継続率の低下が課題となっていますが、家庭、学校、関係団体などと連携しながら、団体の育成、活動の活性化、地域の青少年を育成する意識の啓発などの取組を引き続き行っていくことが求められています。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①放課後子ども教室の指導者数 [放課後子ども教室における各年度の指導者数]	6人	9人
②家庭教育学級の開催団体数 [子育てに関わる保護者の学びの場である家庭教育学級の開催団体数]	6団体	9団体
③非行防止パトロールの従事者数 [青少年の非行防止と健全育成を地域ぐるみで行うことを目的とした非行防止パトロールの従事者数]	2,337人	2,500人

施策の内容

1 青少年活動の充実

- 青少年健全育成のために、家庭・学校・地域・行政が連携を図ります。
- 青少年や青少年団体の活動を支援するとともに、青少年活動への安全対策を推進します。
- 放課後子ども教室の拡充および指導者の増加に努めます。
- 青少年団体の指導者の発掘・育成に努めます。
- 子どもの郷土愛を深め、生きる力や探究心を養うため、大学や関係団体と連携し、子ども大学を開催します。

2 家庭教育の推進

- 家庭教育の充実を図るため、市内幼稚園、小・中学校PTAの家庭教育学級の開設を推進します。
- 家庭教育アドバイザー*の活用を図るため、制度を周知します。

3 非行防止活動の充実

- パトロールや啓発活動など、地域との連携により青少年の非行防止に努めるとともに、地域での見守りの活動を推進します。
- 中学校、高等学校と連携し、青少年の薬物乱用防止に関する啓発を行います。
- SNS*などによる未成年の犯罪被害を防止するため、青少年および保護者に関する講習会や情報提供を行います。

《関連する計画》

- 幸手市子ども・子育て支援事業計画

協働の役割

市民・事業者	<ul style="list-style-type: none">・青少年が健やかに過ごせるよう、地域の子どもに関心をもって接します。・青少年が犯罪に巻き込まれないように、地域全体で子どもを見守る体制づくりと生活環境の整備に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">・未成年者の健全育成および犯罪被害抑制のため、地域や保護者への啓発活動を行います。・市民や事業者などと協力し、青少年の安全・安心な居場所を確保します。